

# 関島社会保険労務士事務所便り

2010年  
5月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



## けがや病気による「就業不能」への備え

### ◆恐ろしい世帯主の「傷病による就業不能」

新聞報道によると、生活保護開始の理由として「働き手の死亡など」が4%であるのに対し、「世帯主の傷病」を理由とするものが40%もあるとのこと。世帯主の傷病は、世帯主本人の収入がなくなってしまうだけでなく、その人を看病する家族の収入まで途絶えてしまうおそれがあります。

### ◆民間保険の弱点

日本では、死亡保険をかけている人は多くいますが、けがや病気による長期就業不能に備える考えが一般的に薄いのが現状です。もちろん、短期の就業不能に備えた医療保険に加入している人は多くいます。しかし、これはあくまで1～2年程度の短期的なものであり、原則として入院だけしか対象ではありません。自宅療養を含めた長期の就業不能には対応していません。

また、民間の「長期就業不能保険」は、すべてのけがや病気をカバーしたものではありません。就業不能の定義は「どんな職業にもまったく従事できない状態」とされており、「うつ病」などの精神疾患や、医学的他覚所見のない「むちうち症」や「腰痛」などは保険給付がおりないとされているケ

ースが多いようです。

### ◆公的保障制度の理解が大切

そこで、まずは公的保障についての理解を深めることが大切です。会社員であれば**健康保険の傷病手当金制度**（1日あたりの収入相当額の3分の2が最大1年6カ月間受けられるもの）を利用できます。

**国民年金や厚生年金**からは、傷病が**障害年金**を受けられる程度の障害に認定されれば、その障害に該当するかぎり生涯にわたって障害年金を受給することができます。「うつ病」などの精神疾患であっても症状によっては受給することができます。

ただし、国民年金や厚生年金については、保険料納付に関する条件を満たしている必要があります。また、自営業者が加入する国民健康保険では、健康保険のような傷病手当金制度がありません。業務上の災害は健康保険や国民健康保険では保障されないため、**労災保険や事業主の特別加入制度**があります。

傷病による就業不能に陥ったときに、保障が受けられ公的保障制度への理解をしっかりとしておくことが必要です。

# 20歳前に障害がある人の障害年金

20歳に達する前に初診日がある傷病で障害の状態になった人が、20歳に達したときにおいて、1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金を受給できます。この場合、本人の所得により年金額の全額あるいは半額が支給停止されることがあります。

また、20歳に達したときに、1級または2級の障害の状態に該当しないため障害基礎年金を受給できない場合でも、65歳到達までの間に、1級または2級の障害の状態に該当するようになったときは、本人の請求により障害基礎年金を受給することができます。

## 20歳前に障害等級に該当しているとき

▼初診日      ▼障害認定日（2級以上該当）      ▼20歳到達日

障 害 基 礎 年 金

## 障害の初診日が20歳前ではあるがその後（65歳になるまで）

### 障害等級に該当したとき

▼初診日      ▼20歳到達日      ▼障害2級以上に該当

障 害 基 礎 年 金

▲受給権発生日（支給は翌月から）

## 本人の所得制限（全額・半額支給停止）

20歳前の傷病による障害基礎年金は、国民年金制度加入前の障害であることから、保険料を納付した期間がないため、所得制限が設けられています。

障害基礎年金を受給する本人の前年の所得が、政令で定める限度額を超える

ときは、その年の8月から翌年7月までの間、所得額に応じて年金額の半額あるいは全額が支給停止されます。

なお、前年の所得限度額はつぎの表のように規定されています。

支給停止額	前年所得額	扶養親族がいる場合の加算額
半額支給停止	3,604,000円	扶養親族1人につき38万円（基礎控除額）を加算。 つぎの扶養親族については38万円を読み替える 老人控除対象配偶者・老人扶養親族 48万円 特定扶養親族（16歳以上23歳未満） 63万円
全額支給停止	4,621,000円	

# 年次有給休暇の買い上げは可能か？

退職する者から「余っている年次有給休暇を買い上げてほしい」との申し入れを受けました。当社としては、買い上げてもよいと考えているのですが、違法であるという意見もあります。年次有給休暇を買い上げても問題がないでしょうか。買い上げ額に何かルールがあるのでしょうか。

労働基準法で定める年次有給休暇を買い上げることは原則として違法です。しかし、退職者から退職時に残存する年次有給休暇を買い上げることは違法ではありません。また、買上げ額についてのルールはありません。

## 1 年休の買い上げは原則として許されない

年次有給休暇（以下、「年休」という）は、労基法 39 条で保障されていますが、その趣旨は、労働者に経済的な不安を生じさせることなく、実際に休暇を取得させ、休息の機会を付与するという点にあります。

そうすると、年休の買い上げを認めることは、労働者が現実に休息を取得することができないことになり、労基法 39 条に反するものといえます。したがって、年休の買い上げは許されません。（昭 30.11.30 基収 4718 号）。

## 2 例外的に買い上げが許される場合

以上が原則ですが、例外的に年休の買い上げが許される場合があります。

1 つは、労働契約が終了し、年休を取得することができずに退職した従業員等から、労働契約終了時に残存している年休を買い上げる場合です。この場合には、そもそも労働契約が終了している以上、労働者が年休を取得することがありえないため、これを認めても労基法 39 条の趣旨に反することにはなりません。

2 つは、時効により消滅した年休を買い上げる場合です。年休権も 2 年の時効により消滅し

ます（労基法 115 条）。そうすると、この時効消滅した年休を労働者が取得することは不可能ですので、その買い上げを認めても労基法 39 条の趣旨に反することにはならないため許容されるのです。時効消滅した年休を蓄え、傷病休暇として使用することも許されます。

したがって、退職者からの年休の買上げ要求に応ずることは労基法に違反するものではありません。

なお、以上の議論は労基法 39 条により認められる年休についての議論です。各企業が独自に労基法を上回る年休を認めている場合があります。労基法を上回る年休について買上げを認めても労基法違反の問題はそもそも生じませんので、当然のことですが適法です。

## 3 買上げを行う場合の価額

年休の買上げが例外的に許容される場合、買上げの額をどのように設定すべきかですが、これらの年休はそもそも消滅しており、使用者に買上げの義務すらないのですから、その価額をどのように設定するのかは自由に決定することができます。

それゆえ、会社の就業規則で定めるルールに従って買上げ額を決定してもよいですし、一律に 1 万円などとしても差し支えありません。法定外年休についても同様です。

**●「今の会社に一生勤めたい」新入社員 6割**

日本生産性本部が今年の新入社員の意識調査の結果を発表し、「今の会社に一生勤めたい」とする人が 57.4%だったことがわかった。6年連続で過去最高を更新。「いずれ起業・独立したい」という人は 12.8%だった。(4月22日)

**●今春の新入社員は「安定志向」**

日本能率協会が今年の新入社員の意識調査の結果を発表し、「年功主義」と「実力・成果主義」のどちらで働きたいかとの質問に、「年功主義」を選んだ人が 2001年の調査開始以来はじめて過半数(50.4%)に達したことがわかった。「定年まで勤めたい」という意向も過去最高の 50.0%に達した。(4月20日)

**●健康診断で「うつ病検査」を義務化へ**

厚生労働省は、労働安全衛生法を改正し、企業などが実施する健康診断で精神疾患に関する検査を義務付ける方針を明らかにした。同省の「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」がまとめる提言に盛り込む予定で、2011年度からの実施を目指すとしている。2008年度のうつ病を含む精神障害などの労災請求件数は 927 件、認定件数は 269 件。(4月20日)

**●勤労者の平均時給が 14 年ぶりの低水準**

第一生命経済研究所が「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)のデータをもとにした分析結果を発表し、2009年における勤労者全体の平均時給は 2,228 円で、1995年以来の低水準となったことがわかった。直近での最高値は 2001年の 2,328 円。(4月18日)

**●「年金担保融資制度」廃止を検討**

長妻厚生労働大臣は、年金担保融資制度の利用により生活苦となる人が続出している問題に関して、廃止を視野に制度を見直す方針を明らかにした。同制度は、公的年金を最大で 250 万円前借りすることができる制度。(4月15日)

**●「後期高齢者医療制度」廃止後の財政**

厚生労働省は、後期高齢者医療制度廃止後の新制度についての財政試算を公表し、65歳以上の人は原則として国民健康保険に加入したうえで、税金で支える対象者を 75歳以上に限定すると、65歳未満の人の国保保険料負担は現在と同水準になることがわかった。(4月15日)

**●結婚・出産後も障害年金の加算が可能に**

障害年金受給者の加算制度を拡充する国民年金法などの改正案が、衆議院厚生労働委員会で可決された。障害年金受給後に結婚・出産しても加算が受けられる内容で、約 7 万人が対象となる見通し。今国会で成立後に 2011年4月から適用される予定。(4月10日)

**●女性の労働力人口が過去最多に**

厚生労働省が「働く女性の実情」を公表し、2009年における女性の労働力人口が過去最多の 2,771 万人となったことがわかった。労働力人口は就業者と完全失業者の合計であり、就業者数は微減だったが、完全失業者数が大幅に増加した。(4月9日)